

**みどりが丘公園
の墓地**

**樹林型を含む合葬式墓地を整備
日本共産党の質問が具体化**

2023年供用開始の新整備計画

12月22日の土木交通委員会で「みどりが丘公園の新たな墓地事業計画（案）」の説明があり、みどりが丘公園の従来型墓地の区画数を減らし、樹林型の合葬式墓地などを導入することが明らかになりました。

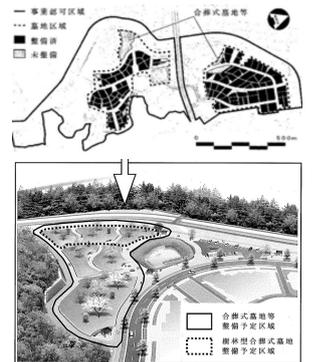
近年の社会情勢を踏まえると当初計画の47,000区画は過大であり27,500区画に変更し、2か所の合葬式墓地を導入し一部を樹林型合葬墓地にし、駐車場やトイレも整備します。墓地部分は40.7haから22.9haに減らし、公園部分を17.9haから35.7haに拡大します。

合葬式墓地には今後10年間で10,000体～12,000体の埋蔵が予定され、使用料は共同埋蔵で12～13万円、個

別埋蔵で20～21万円を想定。割増使用料で市外の方への貸付も行い、2023年度に募集・供用開始の予定です。

2016年からの要望がみのる

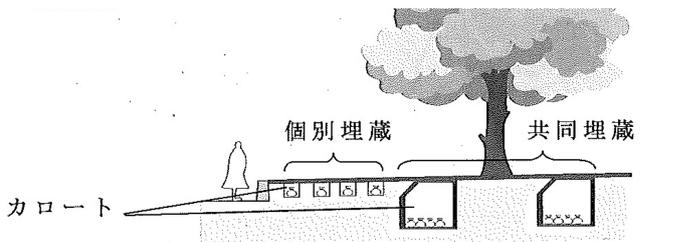
樹木葬については、日本共産党の藤井ひろき前議員が2016年10月の土木交通委員会や2017年2月の本会議で取り上げ、市が行ったアンケートや他都市の樹林型墓地などの調査を踏まえて、時代の変化に合わせた樹木葬などの合葬式墓地の整備をするよう求めてきたものです。



合葬式墓地の埋蔵数と埋蔵方法

区分	埋蔵数	埋蔵方法	想定使用料
共同埋蔵	8,000体	多くの遺骨を大型のカロートと一緒に埋蔵	12～13万円
個別埋蔵	2,000体 ～4,000体	遺骨を個別に小型カロートに埋蔵し、20年後に管理者が大型のカロートに埋蔵	20～21万円

※使用料は申込時1回限り。管理料は不要



名古屋市が「案内」改定

「生活保護の申請は国民の権利」

ためらわず気がねなく相談を

名古屋市のHPにも掲載されている「生活保護のご案内」が刷新されました。「生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください」と案内しています。

代表質問で改善を要求

これまでの「生活保護のご案内」では、「生活保護を受けるにあたっては決まりがあります」として、資産の処分や扶養義務者からの援助などが列記されていました。田口一登議員が2021年2月議会での代表質問で、「生活保護の申請をためらうことのないよう、『生活保護のご案内』の記述を改め、生活保護の申請は国民の権利であることを積極的に広報するべき」と質問。市健康福祉局長は「改定作業に着手している」と答弁していました。

生活保護は、国が憲法第25条の理念に基づいて、生活に困っている全ての人たちに、その困っている状況と程度に応じて、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活を送れるよう、必要な支援をすることを目的としています。

(二頁では)

資産の一部については、その用途によっては保有が認められることがあります。また、扶養義務者からの援助は可能な範囲で行うものであり、援助ができる親族がいることによって保護が受けられないということではありません。

生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。

改定された「生活保護のご案内」の一頁と四頁